

可搬型運転適性診断機器運用規程

中国トラック交通共済協同組合

(事業趣旨)

第1条 中国トラック交通共済協同組合（以下「組合」という。）が保有する可搬型運転適性診断機器（以下「適性診断機器」という。）の運用については、この規程の定めるところによります。

(目的)

第2条 この規程は、組合が保有する適性診断機器を組合員に貸出し、個々の運転者に対して運転特性を認識させ、かつ安全運転の効果的な指導を推進し、事業所の交通事故防止に役立てることを目的とします。

(運用及び管理)

第3条 適性診断機器の運用及び管理については、次のとおりとします。

- (1) 組合は、「可搬型運転適性診断機器貸出簿」により運用及び管理をします。
- (2) 貸出中の適性診断機器の管理は、組合員に委託するものとします。
- (3) 貸出期間中に、組合員の故意又は重大な過失により機器類の損傷や盗難等が生じた場合は、その組合員に対し損害賠償を求めるものとします。

(利用申込)

第4条 適性診断機器の利用申込みについては、次のとおりとします。

- (1) 利用しようとする組合員は、「可搬型運転適性診断機器利用申込書」に必要事項を記入し組合に提出することとします。
- (2) 組合と利用する組合員は、利用申込みなどについて相互に連携し、調整を行うものとします。

(貸出)

第5条 適性診断機器の貸出については、次のとおりとします。

- (1) 貸出対象は、共済契約組合員事業所とします。
- (2) 受診者は、組合契約車両に乗務する常時選任された運転者等とします。
- (3) 貸出台数は、1組合員につき1台とします。
- (4) 貸出期間は、原則として14日以内とします。

(貸出要領)

第6条 適性診断機器の搬入及び回収については、次のとおりとします。

原則として、組合職員又は事故防止推進員が、適性診断機器を搬入及び設置した上で、取扱要領などについて説明します。組合が認めた場合を除き、組合員による機器の移動は認めません。

なお、使用後についても原則として、組合職員又は事故防止推進員が、組合員からの連絡により撤去及び回収をすることとします。

(個人情報の取扱い)

第7条 適性診断受診の際に、適性診断機器の記憶装置に保存された個人情報については、組合が機器を回収した時点で消去することとします。

(費用)

第8条 適性診断機器の利用については、無料とします。

(貸出の制限)

第9条 本規定に違反を認められた組合員には貸出の制限をする事があります。

付 則

この規程は、平成25年10月30日から施行する。

付 則 令和元年6月1日改正

付 則 (令和4年11月21日 一部改正)

この規程は、令和4年12月1日から施行する。